

議案第51号

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例（平成21年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「法」を「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に改め、同条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関する事。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改め、同条第2項中第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 子育て支援関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 商工団体に属する者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年7月2日までとする。